

## **[事案 30-111] 入院・手術給付金支払請求**

・平成 31 年 3 月 19 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人による告知妨害または不告知教唆により、本来受領できたはずの入院・手術給付金が受領できなかつたとして、給付金の支払いを求めて申立てのあつたもの。

### **<申立人の主張>**

変形性膝関節症により入院し、人工関節置換術を受けたので、平成 27 年 5 月に契約した医療保険にもとづき、入院・手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に支払われなかつた。しかし、告知時、病院で膝にヒアルロン酸注射を行っていることを伝えたところ、募集人は告知不要である旨の発言をしたために、告知をしなかつたので、給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知時に、マッサージを受けているということは伝えられたものの、ヒアルロン酸注射を行っているとは伝えられたことはない。
- (2)告知書の関連する質問事項を読み上げ、申立人らから、医師による診察歴等はなく、マッサージは医師の指示によるものではない旨の確答を得たので、告知しなくてよい旨を伝えた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、契約者であり申立人と共に告知をした申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。申立人は体調面の理由により、事情聴取を辞退した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人による不告知教唆等があつたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。